

委員会設置及び運営に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、本会の事業を行うにあたり、幹事会では対応できない審議事項について決議するための組織である委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 理事会の決議により、各種の委員会を置くことができる。

2 委員会は、幹事会により選任された委員により構成される。

3 委員会の目的および委員の人数は、幹事会にて決定し、理事会の承認を得る。

(委員)

第3条 委員会の委員は、正会員の構成員、サポート会員の構成員、実装会員の構成員、学会員、又は個人会員とする。

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長若干名を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、幹事会の承認を得る。

(開催)

第5条 委員会は、随時必要に応じて委員長が招集し議長を務める。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。その際、代理出席又は委任状による出席を妨げない。

3 委員会の議事については、議事録を作成し、幹事会に報告しなければならない。

(決議)

第6条 委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって行う。

2 賛成とする意見と反対とする意見が同数である場合は、議長が決する。

(書面等による委員会)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(議事録)

第8条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。

2 前条第1項の書面等による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について 確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

(小委員会)

第9条 委員会は、その目的を達成するために、幹事会の承認により、小委員会を設置することができる。

2 小委員会の委員は、正会員の構成員、サポート会員の構成員、実装会員の構成員、学会員、個人会員、または外部の有識者とする。

3 小委員会の運営は、委員会に準ずる。

(ワーキンググループ)

第10条 委員会は、規則 004 で定めるワーキンググループとは別に、その実務を行うためのワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの設置にあたり、その目的、成果物またはゴール、期間、開始時の構成員を定め、その内容を幹事会に報告しなければならない。

(タスクフォース)

第11条 幹事会は、新たな課題や複数の委員会に関係する課題について、タスクフォースを設置することができる。

2 タスクフォースは幹事会で選任した主査を置く。

3 タスクフォースの構成員は、関係する委員会の委員または、正会員の構成員、サポート会員の構成員、実装会員の構成員、学会員、又は個人会員とする。

附 則

1 この規則は、平成27年6月18日から施行する

2 この規則は、平成30年3月22日から施行する。

3 この規則は、令和2年12月24日から施行する。